



長崎県公報

目 次

◎ 規 則

○長崎県組織規則の一部を改正する規則

所管課(室) 名
新 行 政 推 進 室

◎ 教育委員会規則

○長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則

教育環境整備課

◎ 公安委員会告示

・乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車について

交 通 規 制 課

規 則

長崎県規則第25号

長崎県組織規則の一部を改正する規則

長崎県組織規則（昭和46年長崎県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																																																																								
(内部組織に置く課室等) 第7条 次の表の左欄に掲げる内部組織にそれぞれ同表中欄に掲げる課、室及びセンター（以下「課室等」という。）を置き、当該課室等にそれぞれ同表右欄に掲げる係及び班を置く。	(内部組織に置く課室等) 第7条 次の表の左欄に掲げる内部組織にそれぞれ同表中欄に掲げる課、室及びセンター（以下「課室等」という。）を置き、当該課室等にそれぞれ同表右欄に掲げる係及び班を置く。																																																																								
<table><tr><th>内部組織</th><th>課室等</th><th>係及び班</th></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">企画部</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">文化観光国際部</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>観光振興課</td><td>企画班 観光まちづくり班 観光産業振興班 国内誘客班</td></tr><tr><td>インバウンド推進課</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>福祉保健部</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	内部組織	課室等	係及び班	略			企画部	略				略		略			文化観光国際部	略		観光振興課	企画班 観光まちづくり班 観光産業振興班 国内誘客班	インバウンド推進課		略		略		略			福祉保健部	略					<table><tr><th>内部組織</th><th>課室等</th><th>係及び班</th></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">企画部</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>IR室</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">文化観光国際部</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>観光振興課</td><td>観光まちづくり班 観光産業振興班 国内振興班</td></tr><tr><td>国際観光振興室</td><td>インバウンド・クルーズ班 国際航空班</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>福祉保健部</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	内部組織	課室等	係及び班	略			企画部	略		IR室		略		略			文化観光国際部	略		観光振興課	観光まちづくり班 観光産業振興班 国内振興班	国際観光振興室	インバウンド・クルーズ班 国際航空班	略		略		略			福祉保健部	略				
内部組織	課室等	係及び班																																																																							
略																																																																									
企画部	略																																																																								
	略																																																																								
略																																																																									
文化観光国際部	略																																																																								
	観光振興課	企画班 観光まちづくり班 観光産業振興班 国内誘客班																																																																							
	インバウンド推進課																																																																								
	略																																																																								
	略																																																																								
略																																																																									
福祉保健部	略																																																																								
内部組織	課室等	係及び班																																																																							
略																																																																									
企画部	略																																																																								
	IR室																																																																								
	略																																																																								
略																																																																									
文化観光国際部	略																																																																								
	観光振興課	観光まちづくり班 観光産業振興班 国内振興班																																																																							
	国際観光振興室	インバウンド・クルーズ班 国際航空班																																																																							
	略																																																																								
	略																																																																								
略																																																																									
福祉保健部	略																																																																								

	医療政策課	医療企画班 地域医療班 医事・医療相談班 <u>がん・ 疾病対策班</u>
	略	
	国保・健康 増進課	医療保険班 医療費適正化 推進班 健康づくり班 難 病・移植医療班
	略	
略		
産業労働部	略	
	企業振興課	基幹産業支援班 成長産業 育成班 企業誘致推進班
	新産業推進 課	新産業・スタートアップ班 <u>産地振興班</u>
	新エネルギー 推進室	海洋エネルギー班 新エネ ルギー班
	略	
略		
土木部	略	
	都市政策課	調整・管理班 計画調整班 市街地・施設班 景観ま ちづくり班
	略	

2及び3 略

(企画部各課)

第9条の2 企画部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

政策調整課

(1)～(3) 略

(4) 部内各課の予算の事務に関すること。

(5) 部内各課の連絡調整に関すること。

(6) 部内他課の所管に属しないこと。

略

略

(総務部各課室等)

第10条 総務部各課室等の分掌事務は、次のとおりとする。

略

新行政推進室

(1)～(6) 略

(7) 略

略

(文化観光国際部各課)

第10条の4 文化観光国際部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

略

観光振興課

(1)～(4) 略

(5) 通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。

(6) 略

	医療政策課	医療企画班 地域医療班 医事・医療相談班 <u>がん対 策班</u>
	略	
	国保・健康 増進課	医療保険班 医療費適正化 推進班 健康づくり班 疾 病対策班
	略	
略		
産業労働部	略	
	企業振興課	地場企業支援班 産地振興 班 企業誘致推進班
	新産業推進 課	D X・新産業支援班 ス タートアップ推進班
	新エネルギー 推進室	
	略	
略		
土木部	略	
	都市政策課	調整班 計画調整班 市街 地・施設班 景観まちづく り班
	略	

2及び3 略

(企画部各課室)

第9条の2 企画部各課(室)の分掌事務は、次のとおりとする。

政策調整課

(1)～(3) 略

(4) 部内各課(室)の予算の事務に関すること。

(5) 部内各課(室)の連絡調整に関すること。

(6) 部内他課(室)の所管に属しないこと。

略

IR室

特定複合観光施設(IR)に関すること。

略

(総務部各課室等)

第10条 総務部各課室等の分掌事務は、次のとおりとする。

略

新行政推進室

(1)～(6) 略

(7) 職員研修施設に関すること。

(8) 略

略

(文化観光国際部各課室)

第10条の4 文化観光国際部各課(室)の分掌事務は、次のとおりとする。

略

観光振興課

(1)～(4) 略

(5) 略

インバウンド推進課

(1) インバウンドに関する施策の企画、立案、推進及び総合調整に関すること。

(2) 国際航空路線の誘致及び利用促進に関すること。

(3) 略

略

(県民生活環境部各課室)

第11条 県民生活環境部各課（室）の分掌事務は、次のとおりとする。

略

水環境対策課

(1) 略

(2) 水道に関すること（他課（室）の所管に属するものを除く。）。

(3) 渇水に関すること。

(4)～(9) 略

略

(福祉保健部各課室)

第12条 福祉保健部（こども政策局を除く。）各課（室）の分掌事務は、次のとおりとする。

略

地域保健推進課

(1)及び(2) 略

(3) 保健師、管理栄養士等の教育研修に関すること。

(4)～(6) 略

略

(産業労働部各課)

第14条 産業労働部各課（室）の分掌事務は、次のとおりとする。

産業政策課

(1)～(10) 略

(11) 部内各課（室）の予算の事務に関すること。

(12) 部内各課（室）の連絡調整に関すること。

(13) 部内他課（室）の所管に属しないこと。

企業振興課

(1)～(5) 略

(6)及び(7) 略

(8) 略

新産業推進課

(1)～(6) 略

(7) 食品産業の振興に関すること。

(8) 地域産品の振興に関すること。

(9) 鉱業及び旧産炭地域の振興に関すること。

略

(名称、位置、所管区域等)

第26条 法令、条例又は前条の規定により設置された地方機関等の名称、位置及び所管区域等は、次の表に掲げるとおりとする。

国際観光振興室

(1) 国際観光振興に関する施策の企画、立案、推進及び総合調整に関すること。

(2) 通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。

(3) 国際航空路線の開拓及び利用促進に関すること。

(4) 略

略

(県民生活環境部各課室)

第11条 県民生活環境部各課（室）の分掌事務は、次のとおりとする。

略

水環境対策課

(1) 略

(2) 長崎県南部広域水道事業に関すること。

(3) 渇水対策に関すること。

(4) 水道事業の普及促進に関すること。

(5) 水道施設の水質管理に関すること。

(6)～(11) 略

略

(福祉保健部各課室)

第12条 福祉保健部（こども政策局を除く。）各課（室）の分掌事務は、次のとおりとする。

略

地域保健推進課

(1)及び(2) 略

(3) 保健師、栄養士等の教育研修に関すること。

(4)～(6) 略

略

(産業労働部各課)

第14条 産業労働部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

産業政策課

(1)～(10) 略

(11) 部内各課の予算の事務に関すること。

(12) 部内各課の連絡調整に関すること。

(13) 部内他課の所管に属しないこと。

企業振興課

(1)～(5) 略

(6) 食品産業の振興に関すること。

(7) 地域産品の振興に関すること。

(8)及び(9) 略

(10) 鉱業及び旧産炭地域の振興に関すること。

(11) 略

新産業推進課

(1)～(6) 略

略

(名称、位置、所管区域等)

第26条 法令、条例又は前条の規定により設置された地方機関等の名称、位置及び所管区域等は、次の表に掲げるとおりとする。

関係 部局	名称	位置	所管区域	根拠法令等	機関の 種別
略					
福祉 保健 部関 係	略				
	長崎こ ども・ 女性・ 障害者 支援セ ンター	長崎 市	長崎市 島原 市 諫早市 大村市 五島 市 西海市 雲仙市 南島 原市 西彼杵 郡 南松浦郡 (ただし、 <u>困難な問題 を抱える女性 性への支援に 関する法律</u> (佐世保こ ども・女性・障 害者支援セン ター(以下こ の条において 「佐世保セ ンター」と いう。)を除 く。) <u>身体障害者福 祉法(佐世保 センターを除 く。)</u> 知的障害者福 祉法(昭和35 年法律第37 号) 精神保健及び 精神障害者福 祉に関する法 律(昭和25年 法律第123号) に基づく業務に ついては、県の 全域とする。)		
	佐世保 こども ・女性 ・障害 者支援 センタ ー	佐世 保市	佐世保市 平 戸市 松浦市 対馬市 壱 岐市 東彼杵 郡 北松浦 郡	長崎県こ ども・女性・障 害者支援セン ター設置条例 (平成18年長 崎県条例第68 号)	
略					
略					

(内部組織)

第28条 振興局に置く内部組織の名称は、次の表に掲げるとおりとする。

地方機関	部	課及び室	係、班等
長崎振興局	略		
	税務部	納税課	
		法人課税課	
		課税第一課	

関係 部局	名称	位置	所管区域	根拠法令等	機関の 種別
略					
福祉 保健 部関 係	略				
	長崎こ ども・ 女性・ 障害者 支援セ ンター	長崎 市	長崎市 島原 市 諫早市 大村市 五島 市 西海市 雲仙市 南島 原市 西彼杵 郡 南松浦郡 (ただし、 <u>売 春防止法(昭 和31年法律第 118号)</u> 及び 精神保健及び 精神障害者福 祉に関する法 律(昭和25 年法律第123 号)に基づく 業務について は、県の全域 とする。)	児童福祉法 (昭和22年法 律第164号) <u>売春防止法</u> (佐世保こ ども・女性・ 障害者支援セ ンター(以下 この条におい て「佐世保セ ンター」と いう。)を除 く。) <u>身体障害者福 祉法(昭和24 年法律第283 号)</u> 知的障害者福 祉法(昭和35 年法律第37 号) 精神保健及び 精神障害者福 祉に関する法 律(佐世保セ ンターを除 く。) 長崎県こ ども・女性・障 害者支援セン ター設置条例 (平成18年長 崎県条例第68 号)	
	佐世保 こども ・女性 ・障害 者支援 センタ ー	佐世 保市	佐世保市 平 戸市 松浦市 対馬市 壱 岐市 東彼杵 郡 北松浦 郡		
略					
略					

(内部組織)

第28条 振興局に置く内部組織の名称は、次の表に掲げるとおりとする。

地方機関	部	課及び室	係、班等
長崎振興局	略		
	税務部	納税課	管理班 第一班 第二班 第三班
		法人課税課	調査班 第一班 第二班
		課税第一課	第一班 第二班

		課税第二課	
	略		
略			
県北振興局	略		
	建設部	建設管理課	管理班
	略		
略			

2及び3 略

4 振興局に次に掲げる事務所等を置き、その名称、内部組織の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	課	班	位置
略			
県北振興局建設部田平土木維持管理事務所	管理課	管理班	平戸市
	維持補修課	維持補修班	平戸市
略			

5～7 略

(分掌事務)

第29条 振興局の内部組織の分掌事務は、次の表に掲げるとおりとする。

地方機関	部及び所	課、室等	分掌事務
長崎振興局	略		
	建設部	管理課	1～3 略 4 建設業に関すること(相談等のみ)。 5及び6 略
		略	
県央振興局	略		
	建設部	管理課	1～3 略 4 建設業に関すること(閲覧及び相談等のみ)。 5～8 略
		略	
島原振興局	略		
	建設部	管理課	1～4 略 5 建設業に関すること(閲覧及び相談等のみ)。 6及び7 略
		略	
県北振興局	略		
	建設部	建設管理課	1 建設業に関すること(閲覧及び相談等のみ)。 2～7 略
		略	
	田平土木維持管理事務所		1～4 略 5 建設業に関すること(閲覧及び相談等

		課税第二課	第一班	第二班
	略			
略				
県北振興局	略			
	建設部	建設管理課	建設総務班	管理班
	略			
略				

2及び3 略

4 振興局に次に掲げる事務所等を置き、その名称、内部組織の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称		班	位置
略			
県北振興局建設部田平土木維持管理事務所		管理班 維持補修班	平戸市
略			

5～7 略

(分掌事務)

第29条 振興局の内部組織の分掌事務は、次の表に掲げるとおりとする。

地方機関	部及び所	課、室等	分掌事務
長崎振興局	略		
	建設部	管理課	1～3 略 4 建設業に関すること。 5及び6 略
		略	
県央振興局	略		
	建設部	管理課	1～3 略 4 建設業に関すること。 5～8 略
		略	
島原振興局	略		
	建設部	管理課	1～4 略 5 建設業に関すること。 6及び7 略
		略	
県北振興局	略		
	建設部	建設管理課	1 建設業に関すること。 2～7 略
		略	
	田平土木維持管理事務所		1～4 略 5 建設業に関すること。

			<u>のみ。)</u> 。 6～11 略
		大瀬戸土 木維持管 理事務所	1～4 略 5 建設業に関するこ と <u>(閲覧及び相談等 のみ。)</u> 。 6～11 略
		略	
五島振興局	略		
	建設部	管理・用 地課	1～3 略 4 建設業に関するこ と <u>(閲覧及び相談等 のみ。)</u> 。 6～22 略
		略	
	略		
	上五島支 所建設部	管理・用 地課	1～3 略 4 建設業に関するこ と <u>(閲覧及び相談等 のみ。)</u> 。 6～21 略
		略	
壱岐振興局	略		
	建設部	管理・用 地課	1～3 略 4 建設業に関するこ と <u>(閲覧及び相談等 のみ。)</u> 。 6～21 略
		略	
対馬振興局	略		
	建設部	管理課	1～3 略 4 建設業に関するこ と <u>(閲覧及び相談等 のみ。)</u> 。 6～21 略
		略	

(内部組織)

第31条 環境保健研究センター等に置く内部組織の名称は、次の表に掲げるとおりとする。

地方機関	課	班、係等
略		
諫早食肉衛生検査所	略	
川棚食肉衛生検査所	検査課	検査班
略		

2 略

(分掌事務)

第32条 環境保健研究センター等の内部組織の分掌事務は、次の表に掲げるとおりとする。

地方機関	課	分掌事務
略		
諫早食肉衛生検査所	略	

			6～11 略
		大瀬戸土木維持管理事務所	1～4 略 5 建設業に関するこ と。 6～11 略
		略	
五島振興局	略		
	建設部	管理・用地課	1～3 略 4 建設業に関するこ と。 6～22 略
		略	
	略		
	上五島支所建設部	管理・用地課	1～3 略 4 建設業に関するこ と。 6～21 略
		略	
壱岐振興局	略		
	建設部	管理・用地課	1～3 略 4 建設業に関するこ と。 6～21 略
		略	
対馬振興局	略		
	建設部	管理課	1～3 略 4 建設業に関するこ と。 6～21 略
		略	

(内部組織)

第31条 環境保健研究センター等に置く内部組織の名称は、次の表に掲げるとおりとする。

地方機関	課	班、係等
略		
諫早食肉衛生検査所 川棚食肉衛生検査所	略	

略

2 略

(分掌事務)

第32条 環境保健研究センター等の内部組織の分掌事務は、次の表に掲げるとおりとする。

地方機関	課	分掌事務
略		
諫早食肉衛生検査所	略	

川棚食肉衛生検査所	検査課	<u>1 庶務に関すること。</u> <u>2 と畜検査業務の企画調整に関すること。</u> <u>3 と畜場内における食品衛生に関すること。</u> <u>4 精密検査に関すること。</u> <u>5 と畜検査に関すること。</u> <u>6 と畜場及びこれに併設する食肉処理施設の衛生指導及び取締りに関すること。</u>
略		

(分掌事務)

第34条 福祉事務所等の内部組織の分掌事務は、次の表に掲げるとおりとする。

地方機関	部、局、課及び室	分掌事務
略		
こども・女性・障害者支援センター（この条において長崎こども・女性・障害者支援センターを「長崎センター」、佐世保こども・女性・障害者支援センターを「佐世保センター」という。）	障害者支援部（佐世保センターは、「保護判定・障害者支援課」）	1～20 略 21 精神保健福祉手帳に関すること。 （第1号から第10号まで及び第14号から第21号までは、長崎センターに限る。）
略		

(部長等)

第50条 略

2 前項に定める職のほか、次の表に掲げる組織上の職を置き、その職にある者は、上司の命を受け、それぞれ同表右欄に掲げる職務を行うものとする。

職	職務
略	
略	
参事監（まちづくり推進担当）	略
参事監（政策調整担当）	関係職員を指揮監督して重要な政策の総合調整に係る事務を掌理する。
略	

3～6 略

川棚食肉衛生検査所	
略	

(分掌事務)

第34条 福祉事務所等の内部組織の分掌事務は、次の表に掲げるとおりとする。

地方機関	部、局、課及び室	分掌事務
略		
こども・女性・障害者支援センター（この条において長崎こども・女性・障害者支援センターを「長崎センター」、佐世保こども・女性・障害者支援センターを「佐世保センター」という。）	障害者支援部（佐世保センターは、「保護判定・障害者支援課」）	1～20 略 21 精神保健福祉手帳に関すること。 （第8号から第10号まで及び第14号から第21号までは、長崎センターに限る。）
略		

(部長等)

第50条 略

2 前項に定める職のほか、次の表に掲げる組織上の職を置き、その職にある者は、上司の命を受け、それぞれ同表右欄に掲げる職務を行うものとする。

職	職務
略	
政策監（政策調整担当）	関係職員を指揮監督して特に重要な政策の総合調整に係る事務を掌理する。
略	
参事監（まちづくり推進担当）	略
略	

3～6 略

別表第2 (第48条関係)

職種上の職	区分
主事 技師 医師 歯科医師 獣医師 薬剤師診療放射線技師 臨床検査技師 診療エックス 線技師 研究員 看護師 准看 護師 管理栄養士 保健師 理 学療法士 作業療法士 言語聴 覚士 船員 (甲板員 機関員) 学芸員	略
略	

別表第2 (第48条関係)

職種上の職	区分
主事 技師 医師 歯科医師 獣医師 薬剤師診療放射線技師 臨床検査技師 診療エックス 線技師 研究員 看護師 准看 護師 栄養士 保健師 理学療 法士 作業療法士 言語聴覚士 船員 (甲板員 機関員) 学芸 員	略
略	

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際、現に次の表の左欄に掲げる組織の組織上の職を命じられている者又は当該組織に勤務を命じられている者は、別に辞令を発せられない限り、これに対応する同表右欄に掲げる組織の組織上の職に命じられ、又は当該組織に勤務を命じられたものとする。

左 欄	右 欄
長崎振興局 税務部納税課 管理班 専門幹	長崎振興局 税務部納税課 専門幹
長崎振興局 税務部納税課 管理班 係長	長崎振興局 税務部納税課 係長
長崎振興局 税務部納税課 第一班 係長	長崎振興局 税務部納税課 係長
長崎振興局 税務部納税課 第二班 専門幹	長崎振興局 税務部納税課 専門幹
長崎振興局 税務部法人課税課 調査班 係長	長崎振興局 税務部法人課税課 係長
長崎振興局 税務部法人課税課 第一班 専門幹	長崎振興局 税務部法人課税課 専門幹
長崎振興局 税務部法人課税課 第一班 係長	長崎振興局 税務部法人課税課 係長
長崎振興局 税務部法人課税課 第二班 専門幹	長崎振興局 税務部法人課税課 専門幹
長崎振興局 税務部法人課税課 第二班 係長	長崎振興局 税務部法人課税課 係長
長崎振興局 税務部課税第一課 第一班 専門幹	長崎振興局 税務部課税第一課 専門幹
長崎振興局 税務部課税第一課 第一班 係長	長崎振興局 税務部課税第一課 係長
長崎振興局 税務部課税第一課 第二班 専門幹	長崎振興局 税務部課税第一課 専門幹
長崎振興局 税務部課税第一課 第二班 係長	長崎振興局 税務部課税第一課 係長
長崎振興局 税務部課税第二課 第一班 専門幹	長崎振興局 税務部課税第二課 専門幹
長崎振興局 税務部課税第二課 第一班 係長	長崎振興局 税務部課税第二課 係長
長崎振興局 税務部課税第二課 第二班 専門幹	長崎振興局 税務部課税第二課 専門幹
長崎振興局 税務部課税第二課 第二班 係長	長崎振興局 税務部課税第二課 係長
文化観光国際部 国際観光振興室 総括課長補佐	文化観光国際部 インバウンド推進課 総括課長補佐
文化観光国際部 国際観光振興室 インバウンド・クルーズ 班 課長補佐	文化観光国際部 インバウンド推進課 課長補佐
文化観光国際部 国際観光振興室 インバウンド・クルーズ 班 係長	文化観光国際部 インバウンド推進課 係長
文化観光国際部 国際観光振興室 国際航空班 課長補佐	文化観光国際部 インバウンド推進課 課長補佐
文化観光国際部 国際観光振興室 国際航空班 係長	文化観光国際部 インバウンド推進課 係長
文化観光国際部 国際観光振興室 課長補佐 (長崎県観光 連盟派遣)	文化観光国際部 インバウンド推進課 課長補佐 (長崎県 観光連盟派遣)
福祉保健部 医療政策課 がん対策班 参事	福祉保健部 医療政策課 がん・疾病対策班 参事
福祉保健部 国保・健康増進課 疾病対策班 課長補佐	福祉保健部 国保・健康増進課 難病・移植医療班 課長補 佐
福祉保健部 国保・健康増進課 疾病対策班 係長	福祉保健部 国保・健康増進課 難病・移植医療班 係長

県北振興局 建設部 田平土木維持管理事務所 管理班 専門幹	県北振興局 建設部 田平土木維持管理事務所 管理課 管理班 専門幹
県北振興局 建設部 田平土木維持管理事務所 維持補修班 係長	県北振興局 建設部 田平土木維持管理事務所 維持補修課 維持補修班 係長
文化観光国際部 国際観光振興室	文化観光国際部 インバウンド推進課

教育委員会規則

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

長崎県教育委員会規則第8号

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則

長崎県立学校管理規則（昭和51年長崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<u>（授業料等徴収の猶予）</u> 第19条の4 高等学校の生徒が県立高等学校等条例（昭和39年長崎県条例第48号）第2条第2項各号の規定に類するものの給付を受ける見込みであるときは、その給付がなされるまでの間、当該生徒に係る授業料及び受講料の徴収を猶予することができる。	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第9号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、波佐見町内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容を下表のとおり公示する。

令和7年3月31日

長崎県公安委員会委員長 森 拓二郎

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
内海（川棚方面）	波佐見町湯無田郷1206番地先	波佐見町と運行委託契約を締結した一般貸切旅客自動車運送事業者による自家有償旅客運送事業（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の4に規定する区域運行に限る。）の用に供する自動車（乗車	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限る。	令和7年3月27日付け関係者間で合意
内海（内海方面）	波佐見町湯無田郷1214番地先			
下内海（川棚方面）	波佐見町湯無田郷1023番地3先			
下内海（内海方面）	波佐見町湯無田郷1157番地2先			

大日（川棚方面）	波佐見町湯無田郷831番地 1 先	定員55人未満）（「かわたな・はさみタウンバス」と明示された車両）に限る。
大日（内海方面）	波佐見町湯無田郷826番地 1 先	
やきもの公園前（川棚方面）	波佐見町井石郷2242番地 9 先	
やきもの公園前（内海方面）	波佐見町井石郷2233番地 3 先	
西の原（川棚方面）	波佐見町井石郷2220の 1 番地先	
西の原（内海方面）	波佐見町井石郷2222の18番地先	
山崎住宅入口（川棚方面）	波佐見町折敷瀬郷1445番地 10先	
山崎住宅入口（内海方面）	波佐見町折敷瀬郷1445番地 7 先	
東舞相（川棚方面）	波佐見町折敷瀬郷1764番地 5 先	
東舞相（内海方面）	波佐見町折敷瀬郷1630番地 4 先	
舞相（川棚方面）	波佐見町折敷瀬郷1686番地 1 先	
舞相（内海方面）	波佐見町折敷瀬郷2121番地 12先	
波佐見町役場前（川棚方面）	波佐見町宿郷631の 2 番地先	
波佐見町役場前（内海方面）	波佐見町宿郷625の 4 番地先	
下宿（川棚方面）	波佐見町宿郷494番地先	
下宿（内海方面）	波佐見町宿郷506の 3 番地先	
宿（川棚方面）	波佐見町宿郷104番地 1 先	
宿（内海方面）	波佐見町宿郷94番地 4 先	
上田の頭（川棚方面）	波佐見町田の頭郷202番地 3 先	
上田の頭（内海方面）	波佐見町田の頭郷202番地 4 先	
田の頭（川棚方面）	波佐見町田の頭郷423番地 3 先	
田の頭（内海方面）	波佐見町田の頭郷421番地 9 先	
米の山（川棚方面）	波佐見町川内郷1695番地 4 先	
米の山（内海方面）	波佐見町川内郷1853番地 4 先	
川内（川棚方面）	波佐見町川内郷1507番地 8 先	
川内（内海方面）	波佐見町川内郷1506番地 6 先	
万年橋（川棚方面）	波佐見町岳辺田郷1380番地 9 先	
万年橋（内海方面）	波佐見町岳辺田郷1372番地 4 先	

発行者 長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表 (八二四) 一一一
直通 (八九五) 二二一四

印刷所 長崎市樺島町八番十二号
印刷人

株式会社クイックプリント
寺田宏弥